

浜田港港湾工事に伴う作業区域設定についてのお知らせ(変更)

浜田港においては、港湾工事の実施に伴い次のとおり作業区域を設定しましたので、同港に入港する船舶は、**事故防止に十分注意**して下さい。

令和3年11月1日

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 TEL (0859) 42-3145
 国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所 TEL (0855) 24-7380
 島根県浜田港湾振興センター TEL (0855) 27-0088

1. 期間及び作業区域

1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

A区域
 イ点 沖防波堤灯台から310度30分 1,030メートル
 ロ点 イ点から58度30分 920メートル
 ハ点 ロ点から148度30分 370メートル
 ニ点 ハ点から238度30分 479メートル
 ホ点 ハ点から238度30分 248メートル
 ヘ点 ホ点から281度 65メートル

B区域
 ホ点 西防波堤灯台から153度 771メートル
 ヘ点 ホ点から342度30分 140メートル
 ト点 ヘ点から72度30分 340メートル
 チ点 ト点から162度30分 140メートル

C区域
 イ点 西防波堤灯台から227度 225メートル
 ロ点 イ点から50度 224メートル
 ハ点 ロ点から335度 30メートル
 ニ点 ハ点から257度15分 340メートル
 ヘ点 ニ点から268度30分 190メートル
 ト点 ヘ点から358度30分 190メートル
 チ点 ト点から83度 614メートル
 リ点 チ点から160度 270メートル
 ヌ点 リ点から219度30分 164メートル
 ル点 ヌ点から248度 200メートル

D区域
 イ点 西防波堤灯台から25度15分 796メートル
 ロ点 イ点から75度 364メートル
 ハ点 ロ点から129度 147メートル
 ニ点 ハ点から165度 221メートル
 ホ点 ニ点から255度 450メートル

E区域
 イ点 漁港西沖防波堤灯台から136度 676メートル
 ロ点 イ点から175度 46メートル
 ハ点 ロ点から146度30分 132メートル
 ニ点 ハ点から44度 62メートル

F区域
 イ点 沖防波堤灯台から4度 1,409メートル
 ロ点 イ点から58度30分 100メートル
 ハ点 ロ点から148度30分 100メートル
 ニ点 ハ点から238度30分 100メートル

2. 標識

A区域
 ・捨石投入、上部コンクリート打設並びに消波ブロック等据付工事に伴い、ロ、ハ、二点に赤旗および標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を4月から10月頃に設置する。ホ、ヘ点は赤旗のみを4月から10月頃に設置する。
 ・西側防波堤の西端は標識灯1基(灯高3m)並びに標識灯3基(灯高1.5m)を設置した状態とする。
 ・東側防波堤の東端は標識灯1基(灯高3m)を設置した状態とする。

B区域
 ・消波ブロック仮置工事に伴いホ、ヘ、ト、チ点に白旗を4月から10月頃に設置する。また、消波ブロック仮置中は、4月～11月頃においては、ヌ、ル、ヲ点に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離2.5海里[実効光度時])を設置し、11月～3月頃においては、ヌ、ル、ワ点に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を設置する。

C区域
 ・捨石撤去、捨石投入並びにケーソン製作工事に伴いホ点(西防波堤灯台から147度30分 224メートル)に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を設置する。また、ケーソン仮置中はケーソン4隅に標識灯(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])を設置する。

D区域
 ・消波ブロック撤去並びに上部コンクリート撤去等工事に伴いロ、ハ点に赤旗および標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を6月から3月頃まで設置する。ただし、イ、ホ点は赤旗のみの設置とし、作業日ごとに作業開始前に設置し、作業終了時に撤去するものとする。また、消波ブロック仮置中は、ヘ、ト、チ、リ、ヌ点に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離2.5海里[実効光度時]、4月～11月頃)及び簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時]、11月頃～3月)を設置する。

E区域
 ・ケーソン製作工事に伴いロ、ハ点に赤旗を10月から12月頃まで設置する。

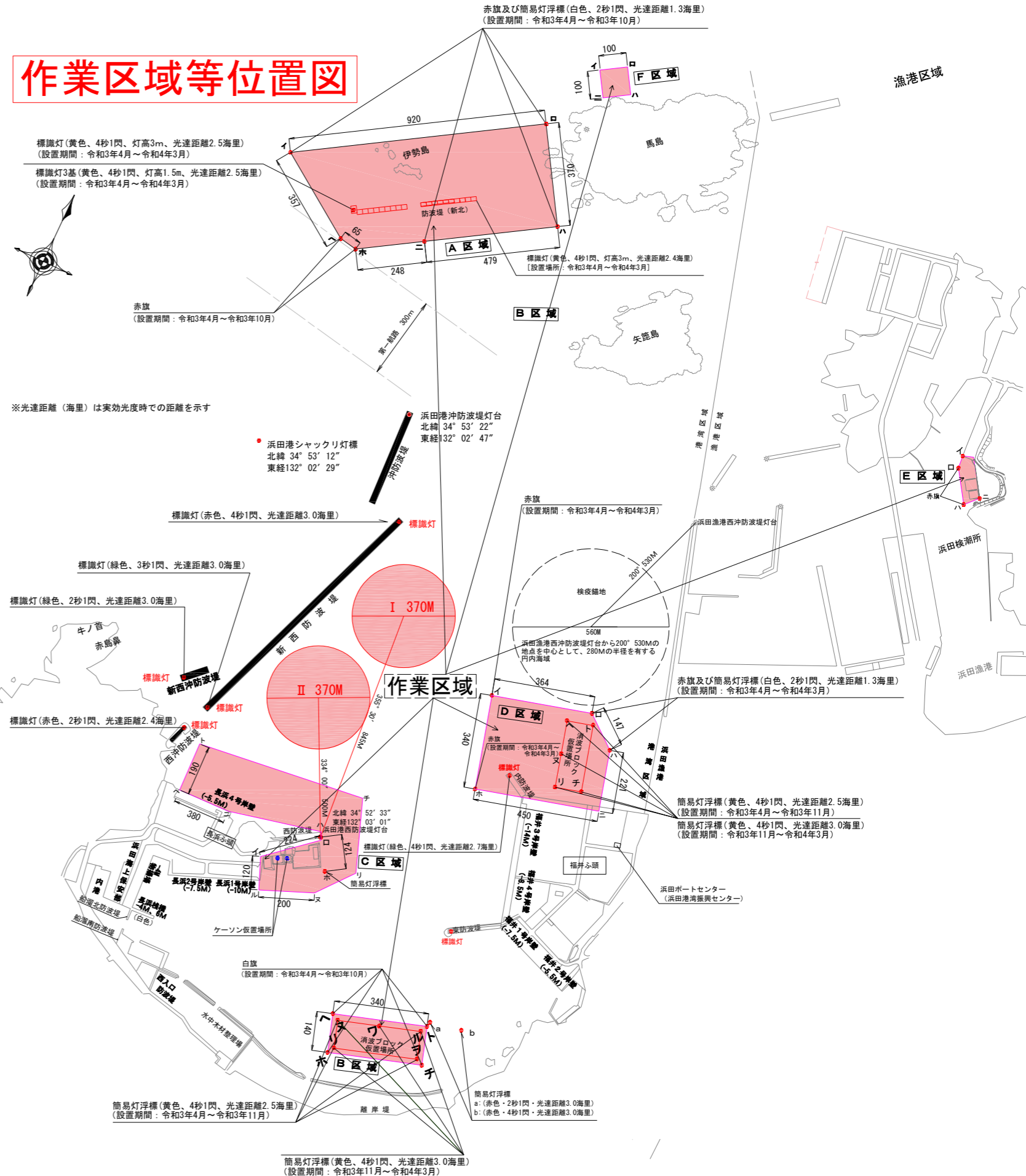
3. 作業内容

- ・A区域は、原則として日の出から日没までの間、ガット船による石材の投入、起重機船によるブロック撤去、ブロック据付、コンクリートミキサー船によるコンクリート打設等の作業を実施する。
- ・B区域は、消波ブロック仮置場として使用する。
- ・C区域は、原則として日の出から日没までの間、ガットバージ船による石材の撤去投入、ケーソン製作及びケーソンえい航等の作業を実施し、ケーソン仮置場として使用する。
- ・D区域は、原則として日の出から日没までの間、起重機船等による消波ブロック及び上部コンクリート撤去等の作業を実施し、消波ブロック仮置場として使用する。
- ・E区域は、ケーソン製作及びケーソンえい航等の作業を実施する。
- ・F区域及びA区域(伊勢島周辺)は、防波堤(新北)周辺の流況、水質、底質、堆積物及び生物等に関する環境調査を実施する。

4. 備考

- (1) 新西防波堤北端部標識灯(赤色、4秒1閃、灯高14メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (2) 新西防波堤南端部標識灯(緑色、3秒1閃、灯高6.7メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (3) 西沖防波堤(樋島)北端部標識灯(赤色、2秒1閃、灯高6メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
- (4) 新西沖防波堤西端部標識灯(緑色、2秒1閃、灯高10メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (5) 東防波堤西端部標識灯(緑色、4秒1閃、灯高5.5メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (6) 内防波堤西端部標識灯(緑色、4秒1閃、灯高4.3メートル、光達距離2.7海里[実効光度時])
- (7) 新北防波堤東端部標識灯(黄色、4秒1閃、灯高3メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
- (8) 新北防波堤西端部標識灯(黄色、4秒1閃、灯高3メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])、新北防波堤西端部標識灯3基(黄色、4秒1閃、灯高1.5メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])
- (9) a) 簡易灯浮標(赤色、2秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時]) b) 簡易灯浮標(赤色4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を結んだ線の南側の水深は4メートル程度であるので航行に充分留意が必要である。
 a) 簡易灯浮標 西防波堤灯台から 124度15分 770メートル
 b) 簡易灯浮標 西防波堤灯台から 118度45分 855メートル

作業区域等位置図



浜田港における安全対策について

浜田港は港湾整備計画に基づき工事中です。右記に基づき**港内の安全**を図ることとしますのでご協力をお願いします。

- 記**
- 1 港奥へ出入りする船舶の可航中及びぶ頭への操船海面を確保するため、錨泊しようとする船舶は上図Ⅰの海域に錨泊してください。なお、既に錨泊船がある場合は、浜田海上保安部へ相談してください。
 - 2 上図Ⅱの区域は、港長から危険物積載船舶に対して、港則法第22条に基づき停泊又は停留が指定される場所ですので、その他の船舶は停泊又は停留しないで下さい。
 - 3 荷役待機又は避泊にあたっては、できるだけ錨泊を避け岸壁にけい留してください。
 - 4 錨泊時の留意事項
 - ・離着岸する船舶の支障となりますので航路筋を避けること。
 - ・岸壁付近を避けること。
 - ・浜田海上保安部への入出港届の提出を行うこと。
 浜田港長(浜田海上保安部)(0855)27-0772